

佐世保市北部子育て支援センター（市立上相浦保育所）  
重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	佐世保市
事業者の所在地	佐世保市八幡町1番10号
事業者の連絡先	0956-24-1111
代表者氏名	宮島 大典

(2) 施設の概要

種別	保育所				
名称	佐世保市北部子育て支援センター（市立上相浦保育所）				
所在地	佐世保市上相浦町5-13				
連絡先	電話番号：0956-47-2476 FAX：0956-47-2476				
施設長氏名	鴨川 和実				
開設年月日	昭和31年6月1日				
利用定員	年齢区分	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計
	2号・3号	5人	30人	25人	60人
施設の目的及び運営方針	<p>保育を必要とする乳児及び幼児を受入れ、入所児童が明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されることを目的として保育事業を行う。</p> <p>市立保育所等は、佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第106号）その他の関係法令を遵守し、保育事業を行う。</p>				

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2,460.18 m <sup>2</sup>
	園庭	800 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
	延べ	656.11 m <sup>2</sup>

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児ほふく室	1 室	つぼみ組（0歳児クラス）
保育室	3 室	ばら組（1・2歳児クラス）、すみれ組（3歳児クラス）、さくら組（4・5歳児クラス）
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
子育て支援	1 室	

**(5) 職員体制 (令和8年4月1日 現在)**

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1人	1人	0人	
主任保育士	1人	1人	0人	
保育士	19人	19人	19人	
看護師	3人	3人	0人	園看護師・医療的ケア担当看護師
調理員等	4人	4人	7人	非常勤職員も調理補助及び用務も担う
嘱託医	2人	0人	2人	

**(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日****【2号・3号認定子ども(保育認定)】**

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育標準時間	基本保育	午前7時00分～午後6時00分(11時間)
	延長保育	午後6時～午後7時30分
開所時間	月～土曜日	午前7時00分～午後7時30分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始(12月29日～1月3日)	

**(7) 利用料等**

利用者負担 (月額保育料)	支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担(保育料)		
実費徴収	延長保育に係る費用 (午後6時15分以降)	一人につき日額	150円
	親子バス遠足に係る料金	年1回	1,130～1,300円
	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る共済掛金	一人につき年額	240円
	給食費(副食費)	一人につき月額 (3歳以上児)	4,700円
	カラー帽子代	1着	800～1,000円
	卒園児遠足に係る料金	年長児のみ	550円程度
	卒園式に係る写真代	年長児のみ	1,000～1,500円

**(8) 支払方法**

口座振替又は現金払い (支払い期日 等)
-------------------------

### (9) 提供する特定教育・保育の内容

保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げることの提供等を適切に行います。

- ・ 延長保育  
午後 6 時 15 分から延長保育料金がかかります。一人につき日額 150 円です。  
延長保育を希望される方は、事前に保育所に申し込みをお願いします。（緊急の場合は、電話等でお申し出ください。）
- ・ 障がい児保育を実施しております。支援を必要とされるお子様につきましては、ご相談ください。
- ・ アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、ご相談ください。
- ・ 地域子育て支援センター  
ひろば事業、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。

### (10) 年間行事予定

月	行事内容
4 月	入園・進級おめでとう
5 月	子どもの日お祝い会、内科健診、保護者会
6 月	歯科検診、ブラッシング指導、運動会
7 月	七夕会、保育参観
8 月	夏まつり
9 月	防災訓練、非常食体験
10 月	内科健診、親子バス遠足
11 月	お遊戯会、就学児バス遠足、芋ほり、保育週間
12 月	クリスマス会
1 月	保育参観
2 月	豆まき会
3 月	ひなまつり会、就学児バス遠足、お別れ遠足、お別れパーティー、卒園式
毎月の行事	誕生会、食育・徳育の日、避難訓練

### (11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【2号・3号認定子ども】 ・ 市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	○欠席の連絡について ・ お子様欠席又は午前9時30分以降に登所される場合は、できる

	<p>だけ前日に遅くとも当日の午前9時までに必ずご連絡ください。(特に病気の時は、理由も併せてお知らせください。理由のお申し出がない場合は、お尋ねすることがありますので、予めご了承ください。)</p> <p>○送り迎えについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お子様の送り迎えは、保護者の責任でお願いいたします。(代わりの方にお迎えを頼まれる時は、事前にご連絡ください。)</li> </ul> <p>○お子様が病気の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝染性疾患(麻疹・水痘・風疹・おたふくかぜ・インフルエンザ・感染性胃腸炎・流行性結膜炎等)の場合は、お子様が元気でも医師の許可が出るまで休ませてください。</li> <li>・薬(病院で処方された薬)を持参する場合は、与薬依頼書に記入し、必ず1回分を職員に手渡してください。</li> <li>・座薬・解熱剤等につきましては、与薬はしておりません。座薬についてはお預かりすることは可能ですので、園にご相談ください。</li> <li>・前夜または当日の朝、普段と様子が違ったり、体調が悪かったりした時は、必ずお知らせください。</li> <li>・事故を未然に防ぐためにも、お子様の持病(脱臼等)、体質(アレルギー等)については、些細なことでも保育所から配布いたします家庭調査票に記入し、提出ください。</li> </ul>
--	--

### (12) 嘱託医

医療機関の名称	かんべ小児科
医院長名	神戸 太郎
所在地	佐世保市木宮町 4-8
電話番号	0956-47-5711

### (13) 嘱託歯科医

医療機関の名称	たたみや歯科医院
医院長名	畳屋 文人
所在地	佐世保市大湯町 60-102
電話番号	0956-48-5655

### (14) 緊急時における対応方法

<p>特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p>
--

### 【管轄する消防署】

消防署名	佐世保市西消防署
所在地	佐世保市川下町 621
電話番号	0956-47-2076

**【管轄する警察署】**

警察署名	相浦警察署
所在地	佐世保市愛宕町 161
電話番号	0956-47-5110

**(15) 非常災害対策**

防火管理者	鴨川 和実
消防計画届出年月日	令和6年4月24日
避難訓練	避難及び消化を想定した訓練を月1回実施します。 不審者侵入を想定した避難訓練を年1回実施します。 災害を想定した訓練を年に1回程度実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、火災報知器を備えています。
避難場所	遊戯室(垂直避難)、相浦小学校
緊急時の連絡手段	電話・アプリによる通知 等

**(16) 相談・要望・苦情窓口**

相談・苦情受付担当者	松田 亜希子 吉田 唯・山崎 綾香	主任保育士 地域支援担当保育士
相談・苦情解決責任者	鴨川 和実	所長
第三者委員	末吉 敬 前川 ひとみ	相浦地区自治協議会 副会長 相浦地区民生委員児童委員

**【要望・苦情等への対応方法】**

・要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

**(17) 賠償責任保険の加入状況**

以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国市長会学校災害賠償保障保険		
保険の内容	賠償責任保険		
保険金額	身体賠償	1名につき最大	50000千円
		1事故につき最大	500000千円
	財物賠償	1事故につき最大	10000千円

**(18) 個人情報の取り扱い**

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。